串本町社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人串本町社会福祉協議会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。
（報酬）
第２条　会長、副会長には、報酬を支給する。
　２　会長、副会長以外の理事及び監事の報酬は支給しない。
（報酬の額）
第３条　会長、副会長の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、１日当たり、３，０００円とする。
（勤務形態）
第４条　会長、副会長の勤務形態は、非常勤とする。
（支給の方法）
第５条　支給方法は、月末締めの翌月１７日とし、銀行振込みとする。
（支給の形態）
第６条　支給の形態は、現金支給とする。
（交通費）
第７条　役員及び評議員が本会の会議等に出席した場合の交通費については、片道２００円とする。
（報酬等の総額の公表）
第８条　報酬等の総額については、現況報告書に記載の上、公表する。

附　則
この規則は、平成２９年　４月　１日から施行する。
２．串本町社会福祉協議会会長の報酬及び役員等の費用弁償並びに旅費に関する規程は廃止する。
附　則
この規則は、平成３１年　４月　１日から施行する。